

## 6 支援教育の推進

①施策の展開	学ぶ力の育成	課名	教育指導課
②取組概要	障がいのある児童生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取り組みを支援するという視点に立ち、適切な指導及び必要な支援を行う。		
③構成取組	(1) 支援教育推進事業		

④取組計画	<p>(1) 巡回参観や教育相談を通して、支援を必要とする子どもの課題を的確に捉える。また、各学校において、「個別の指導計画」・「個別の教育支援計画」を作成する。その計画に基づき、児童生徒の実態に応じたきめ細かな指導を行うとともに、「校内委員会」の組織的な運営により、計画的・組織的な支援体制を確立できるよう指導助言する。</p> <p>そして、障がいのある幼児・児童・生徒一人ひとりの教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善または克服するため、適切な指導及び必要な支援を行う。また、通級指導教室の担当者と教育指導課の教育相談員チームが連携し、各小・中学校の支援教育の充実に向け、各学校をサポートする。</p> <p>さらに、学習規律を整えながら、全ての子どもが安心して学び、達成感と新たな学習への意欲が持てる「ユニバーサルデザインの授業」づくり<sup>(11)</sup>を推進する。</p>
-------	---

⑤取組実績	(1) 小学校1年生全児童の巡回参観（全24校）、小学校3年生の巡回参観（希望校14校）に取り組んだ。また、教育相談員による相談活動等を964回、作業療法士等の専門職員による相談活動等を569回実施した。
-------	--

これまで教育指導課支援チームだけで取り組んできた教育相談に通級指導教室担当教員が参加したり、両者が合同会議を開催したりする中で、通級指導教室担当者も相談業務や各校の支援コーディネーター・支援学級担任等に対する助言を行えるようになる等、指導者としての人材育成を図ることができた。

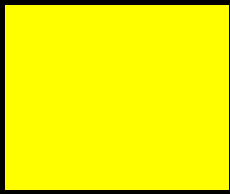
どの子にもわかる授業の実施を図るため、各教科の教員が、授業チェックシートによる授業チェックを行い、授業改善に繋がった。

## ⑥評価

(1) 障がいのある児童・生徒への教育的対応について、全教職員の共通理解を深め、関係機関との連携を図り、校内委員会の適切な運営・支援教育コーディネーターの組織的な活用を行うことができている。その中で、教育相談員（特別支援教育士）や作業療法士が、学校や保護者の要望により学校を訪問し、具体的な支援方法をアドバイスしていることは評価できる。特に、小学校1年生全児童の巡回参観及び小学校3年生の巡回参観については、非常に有効である。この巡回参観については、他府県からの視察を受けるなど、全国でも類がない取り組みとなっているが、今後、小学校3年生の巡回参観についても、3年生全児童対象にすることにより、より適切な支援に繋げていくことが必要である。

通級指導教室担当者については、現在、支援教育についての見識が深いベテラン教員が担っており、指導者としての育成に繋がりがつつあるが、数年後に若手教員に引き継ぐことになるという意味で、次世代の育成をしっかりと図っていくことが必要である。また、発達障がいの認知が広がっているという状況の中、それに対応していくために、教員がより専門的な知識やスキルを身に付けて対応していくことが求められている。

市内全教員が、授業チェックシートの活用等により授業改善



を図るとともに、年1回以上の研究授業を行う中で指導力向上に努め、どの子にもわかる授業づくりを展開していくことが必要である。